

議会議案第9号

健康保険証の存続を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月13日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	一 色 眞 一
〃	若 林 高
〃	林 俊 昭

健康保険証の存続を求める意見書

国は、マイナンバーカードと健康保険証（被保険者証）を一体化した、いわゆる「マイナ保険証」への移行を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定した。

しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。

医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっている。

国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に 医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきである。

高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっている。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されている。

また、マイナ保険証を持たない人には健康保険証に代わる「資格確認書」を交付するということであるが、資格確認書を交付する作業は各自治体や健康保険組合の職員が行うことになり、その作業は大変煩雑になると推測される。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第10号

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実現を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月13日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	若 林 高	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	一 色 眞 一	〃	山 口 忠 志
〃	東 野 眞 樹	〃	林 茂 信
〃	中 川 敬 雄	〃	林 俊 昭
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実現を求める意見書

現在、我が国では法律で義務付けられた歯科健診として、母子保健法による1歳6か月児、3歳児に対する健診、学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の児童生徒に対する学校歯科健診が行われ、この年代のすべての国民が歯科健診を受診している。

一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は、歯科特殊健康診断として有害業務に従事している労働者に限られている。

今日、多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっている。人生100年時代を迎える中で健康寿命の延伸が喫緊の課題となっており、「8020運動」や「オーラルフレイル対策」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。

また、石川県議会においても、平成26年6月に議員提案された「石川県歯と口の健康づくり推進条例」を制定し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進し、県民の健康の増進に取り組んでいるところであり、歯と口腔の機能が全身の健康を保持増進する上で重要な役割を果たしていることから、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進が盛り込まれた。

よって、国において、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、次の事項につき措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分反映させるための必要な措置を講じること。

- 3 国民皆歯科健診の実現に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と併せて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性について啓発や健診受診後の定期的な歯科健診の推奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議会議案第11号

建設業の除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月13日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	稲 垣 清 也
〃	上 野 清 隆	〃	中 谷 喜 英
〃	若 林 高	〃	林 直 史
〃	荒 谷 啓 一	〃	山 口 忠 志
〃	東 野 真 樹	〃	林 茂 信
〃	中 川 敬 雄	〃	林 俊 昭
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉
〃	辰 川 志 郎		

建設業の除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成 31 年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和 6 年 4 月より適用される。建設業の担い手不足のなか、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、近年において線状降水帯などによる突発的な大雨災害等が発生すれば、建設業に携わる方々が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。こうしたことを鑑み、4 月より適用される建設業における時間外労働の上限規定の中では、災害に関する用務において適用除外とされている。

除雪業務も災害と同様に、局地的な大雪災害についても、いつ何どき、発生するか予測できないため計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業の方々は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に、休日 夜間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの市民生活を支えるうえで、大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 除雪業務における時間外労働の上限規定の適用除外については、国が管轄する各自治体の労働基準監督署において、都道府県単位での統一的な雪害基準を明確にし、適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。